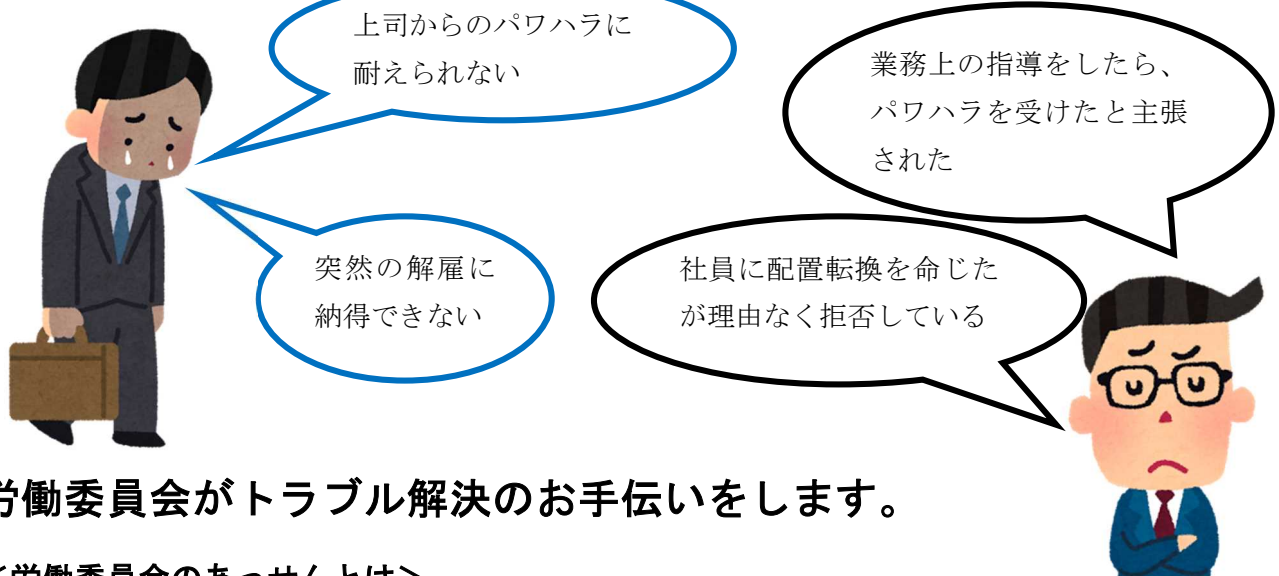


—個別的労使紛争のあっせん—

労使間のトラブルは あっせんで解決しませんか？

みなさん 職場のトラブルで悩んでいませんか？

<トラブル事例>



労働委員会がトラブル解決のお手伝いをします。

<労働委員会のあっせんとは>

労働者と使用者との間で、労働条件等のトラブルについて解決できない場合に、労働問題に知識と経験を有する3名のあっせん員（公益、労働者、使用者）が、当事者双方の主張を聞いて、公正・中立の立場から問題点を整理し、双方の歩み寄りを促すことによって、トラブルの解決をお手伝いする制度です。

手続きは簡単で迅速、費用は無料です。

<Q&A>

- Q トラブルになっていることを周りに知られたくありません。秘密は守られますか？
 A 制度は非公開です。また、あっせん員や事務局職員には法律で定められた守秘義務がありますので、秘密が漏れることはありません。安心してご利用ください。
- Q あっせんはどのように開催されるのですか？
 A 労働者、使用者に都合のよい日時を決め、両当事者の出席のもとで開催します。

※労働者、使用者どちらからでも申請できます。

詳細は、労働委員会のホームページをご覧ください。

千葉県労働委員会事務局 あっせん制度

検索

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課（千葉県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606